

# 第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画 (市役所版)

平成31（2019）年3月

# 目 次

<b>1 計画策定について</b> .....	1
1-1 地域全体での温暖化対策の必要性.....	1
1-2 計画策定の背景.....	3
1-3 計画の目的.....	6
1-4 計画の位置づけ.....	6
<b>2 計画の対象範囲</b> .....	7
2-1 温室効果ガス.....	7
2-2 事務及び事業.....	7
2-3 施設.....	8
2-4 計画期間.....	9
<b>3 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況と特性</b> .....	11
3-1 温室効果ガスの排出状況（第三次計画に基づく算定結果）.....	11
3-2 平成 25（2013）年度の温室効果ガスの排出状況.....	16
<b>4 温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	18
4-1 基準排出量.....	18
4-2 削減目標.....	19
<b>5 温室効果ガスの排出削減等のための取組み</b> .....	21
5-1 取組方針.....	21
5-2 温室効果ガスの排出削減等のための取組み.....	22
<b>6 計画の推進</b> .....	29
6-1 推進体制.....	29
6-2 点検・評価の体制.....	29
6-3 取組みの公表.....	30
<b>巻末資料：温室効果ガスの排出量の算出方法</b> .....	31

---

# 1 計画策定について

## 1 - 1 地域全体での温暖化対策の必要性

### (1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいい、地球上の生命に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。その「温室効果ガス」は、我われ一人ひとりが生活するうえで排出し続けている二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) などが該当します。

平成 25 (2013) 年 9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)<sup>1</sup>第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書」では、「温暖化については疑う余地がない」とし、明治 13 (1880) 年～平成 24 (2012) 年の期間に、世界平均地上気温は 0.85 [0.65～1.06]°C 上昇しています。また、北半球中緯度の陸域平均では、降水量が明治 34 (1901) 年以降増加しています。

一方、日本においても、年平均気温は明治 31 (1898) 年～平成 29 (2017) 年で 100 年あたり約 1.19°C の割合で上昇し、東京では、ヒートアイランド現象の影響もあり、約 3.2°C 上昇しています。また、1 時間降水量 50mm 以上の「短時間強雨」は、増加傾向にあることが明瞭に現れています。

生活する上で排出される温室効果ガスにより、地球温暖化は世界的規模での気候変動を引き起こしており、自然の生態系や人々の健康や生活など身の回りに至るまで、様々な影響が顕在化しています。

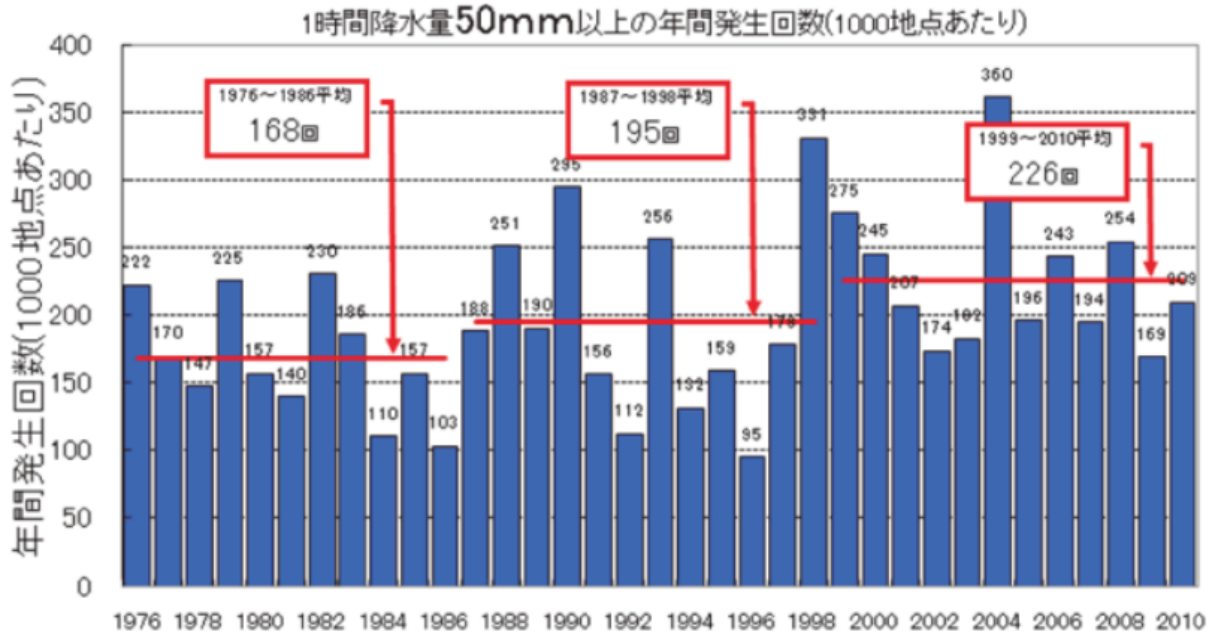
このような中、本市の公共施設をはじめ、家庭や事業者等による省エネルギーの取組み、太陽光等の再生可能エネルギーの導入などによる温室効果ガスの排出抑制（緩和策）を、より一層推進し、地球温暖化を抑制する必要があります。

また、猛暑や集中豪雨、生態系の変化など、地球温暖化の影響と見られる現象が発生していることを踏まえると、市民生活の確保のためには、地球温暖化の影響に対する備えや対策（適応策）を、同時に講じていく必要性が高まっています。

---

<sup>1</sup> 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)：世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により昭和 63(1988)年に設立された国連の組織で地球温暖化に関する最新の知見をまとめ、政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務に活動している。

● 短時間強雨の年間発生回数



出典：内閣府 HP

● 地球温暖化対策の概念



出典)「IPCC 第5次評価報告書の概要-第1作業部会(自然科学的根拠)」(平成26〔2014〕年12月版 環境省)

---

## 1 - 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年 9 月に国連本部で開催された国連サミットでは、17 の持続可能な開発目標 (SDGs<sup>1</sup>) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>2</sup>」が採択されました。これは、平成 28 (2016) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴となります。この採択を受けて、アジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップおよびレビューが必要となります。

また、平成 27 (2015) 年 11 月～12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減等の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は 196 ヶ国が参加し、歴史上はじめて途上国が参加したことで、非常に意義のあるものとなり、「産業革命前からの地球平均気温上昇を 2℃より十分下方に保持する」といった共通目標が掲げられたほか、各国が温室効果ガスに関する自主的な削減目標を示し、5 年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

### (2) 国内の動向

国は、パリ協定に先立つ平成 27 (2015) 年 7 月に、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25 (2013) 年度比で 26.0% 減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、パリ協定の採択を受け、同年 12 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。その後、平成 28 (2016) 年 5 月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、同計画に定める事項として、「温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進に関する基本的事項」が追加され、同年同月に同計画が閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」は、国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「温対法」という。) 第 8 条に基づいて策定する唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。また、国の中期目標として、2030

---

<sup>1</sup> SDGs : Sustainable Development Goals の略で、格差や貧困、気候変動をはじめ、人々の生産や消費のあり方にまで言及した「17 ゴール・169 ターゲット」という多岐にわたる目標が設定されています。

<sup>2</sup> 2030 アジェンダ : 貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、「持続可能な開発目標」(SDGs) を掲げ、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている国際開発目標です。

---

年度において平成25（2013）年度比26.0%減の水準とすることを掲げており，特に業務部門（庁舎や学校など市の事務及び事業は業務部門に属します）においては40%という高い削減目標が示されています。

さらに，温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は，同時に推進しなければならず，平成30（2018）年6月には，「気候変動適応法<sup>1</sup>」が成立しました。同法では，国のほか，地方自治体や事業者が担う役割を明確化しており，国には「気候変動適応計画<sup>2</sup>」の策定を求めたほか，自治体にも「努力義務」として地域の状況に応じた「地域気候変動適応計画<sup>3</sup>」の策定を求めています。

---

<sup>1</sup> 気候変動適応法：気候変動への適応を推進することを目的として，平成30（2018）年6月に公布されました。本法では，政府による気候変動適応計画の策定，環境大臣による気候変動影響評価の実施，国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施，地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められています。

<sup>2</sup> 気候変動適応計画：気候変動による様々な影響に対し，政府全体として，全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するために，平成30（2018）年11月に閣議決定されました。本計画は，気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し，迅速に回復できる，安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものです。

<sup>3</sup> 地域気候変動適応計画：気候変動適応法では，都道府県及び市町村が策定するよう努めるものと規定されており，その区域における自然・経済・社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画のことです。

### (3) 市のこれまでの取組み

これまで市では、温対法に基づき、平成18（2006）年に国分寺市役所の取組む計画として、国分寺市地球温暖化防止行動計画を策定して以来（平成26〔2014〕年3月改定）、公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などに取り組んできました。

市長部局と教育委員会は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく特定事業者<sup>1</sup>として、同法の規定に沿ったエネルギー使用状況の報告、エネルギー管理体制の整備、管理標準の策定、中長期計画の策定などに取り組んでいます。

また、東日本大震災を契機に実施された国の「夏季の電力需給対策」を受け、「国分寺市における節電基本方針」を定めて節電・ピークカット対策や省エネルギー対策を徹底するとともに、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、環境に配慮した電力調達契約の締結を行っています。

さらに、国での地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」<sup>2</sup>（賢い選択）に賛同し、地球温暖化等に関する職員啓発ポスター等に「COOL CHOICE」のロゴ<sup>\*1</sup>を使用するエコ活動の取組みを通じて、地球温暖化対策の推進を図っています。



### (4) 今後の課題

平成26（2014）年3月に改訂された第二次国分寺市環境基本計画では、基本方針の一つである「資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち」において、「地域全体でエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進に加え、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギー使用量や二酸化炭素排出量の少ないものへと変えていくまちづくりが求められている。」との考え方を示しています。

今後は、地球温暖化対策、エネルギーの有効利用として、市が率先して環境配慮行動に取り組むとともに、公共施設の省エネルギー化、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、市民生活における省エネルギーの推進を図っていく必要が

<sup>1</sup> 特定事業者：省エネ法において、年間原油換算で1,500kL（キロリットル）使用している事業者を特定事業者者に指定し、定期的にエネルギー使用量の報告とともに、エネルギー管理体制の整備、空調設備等の運転管理マニュアルを定めた管理標準の策定、省エネ設備機器の導入の検討を計画し、エネルギー消費原単位で年1%以上削減に努めることとしています。市は市長部局及び教育委員会がそれぞれ省エネ法に基づき、平成22（2010）年度から特定事業者者に指定されています。

<sup>2</sup> 「COOL CHOICE」：国が地球温暖化対策計画等で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標「2030年度の温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で26%削減する」の達成に向け、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を行う国民運動のこと。

あります。

また、地球温暖化に対する適応策についても、具体的な対策を講じていく必要性が高まっています。

### 1 - 3 計画の目的

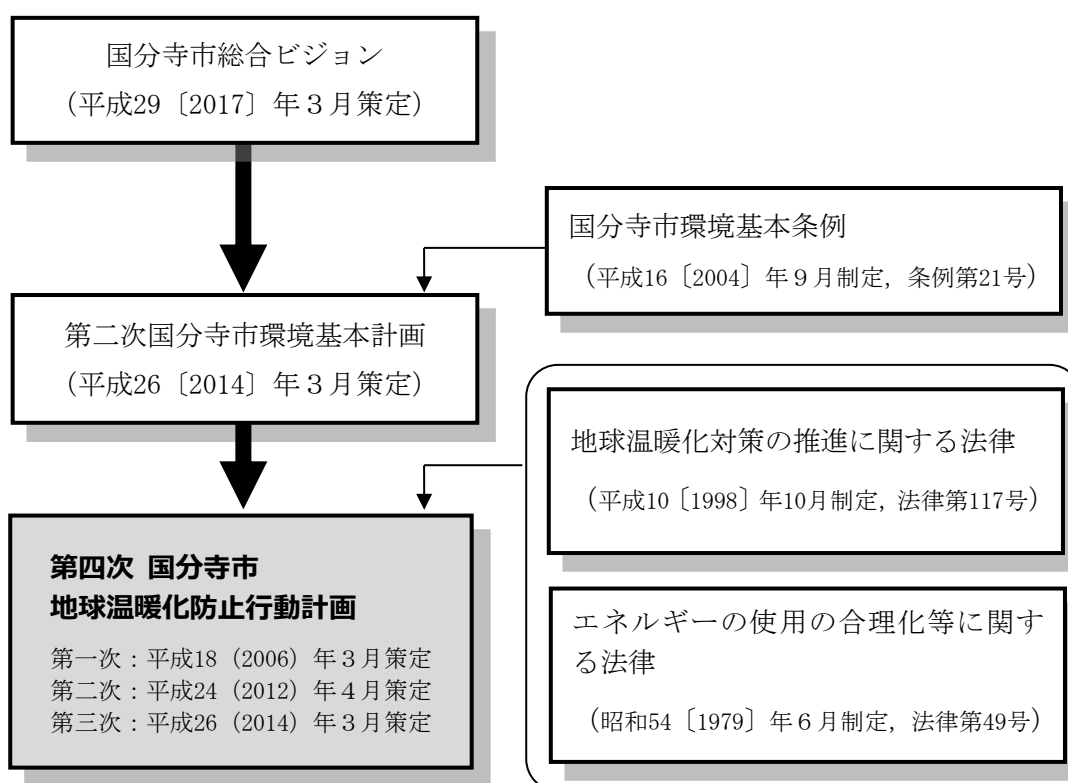
本計画は、国分寺市環境基本計画に掲げる「地球温暖化対策の推進」の実現に向け、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制のための取組み・対策を推進することを目的とします。

### 1 - 4 計画の位置づけ

本計画は、温対法の第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」（平成28〔2016〕年5月13日閣議決定）に即して、都道府県および市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）となります。

また、国分寺市環境基本計画に掲げる「地球温暖化対策の推進」に基づく庁内の率先行動を推進するための実行計画となります。

#### ● 計画の位置づけ





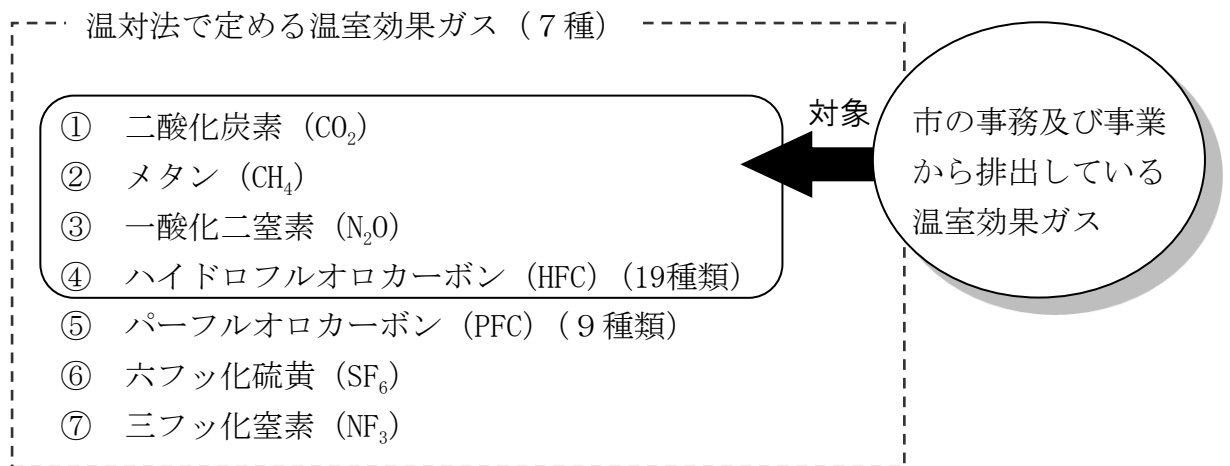
## 2 計画の対象範囲

### 2-1 温室効果ガス

温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを指しますが、このうち事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、温対法施行令第3条第1項に基づき、以下の①～⑥の6種類のガスとなっています。

第四次となる本計画（平成31〔2019〕年度値からの算定）からは、7種類の温室効果ガスのうち、市の事務及び事業から排出している①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、②メタン（CH<sub>4</sub>）、③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）及び④ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類の温室効果ガスを対象とします。

#### ●対象とする温室効果ガス



### 2-2 事務及び事業

本計画では、市の事務及び事業を対象とします。

第三次計画から対象となった道路・公園・自転車駐車場の照明灯についても、引き続き本計画の対象とします。

市の事務及び事業のうち、指定管理者制度（スポーツセンター等）、公設民営（恋ヶ窪保育園等）により実施するもので、温室効果ガスの排出削減などの措置が可能なものについては、指定管理者又は受託者に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請します。

## 2-3 施設

### (1) 対象施設

本計画では、「2-2 事務及び事業」を行う施設を対象とし、温室効果ガス排出量の算定・把握を行い、温室効果ガス削減に取り組みます。

いずみプラザのように市の事業所以外に医師会や健康福祉サービス協会など民間事業所が入所している複合施設にあつては、市の事務及び事業を行う施設のみを対象とします。

なお、指定管理者制度及び公設民営により実施する事務及び事業を行う施設での温室効果ガス排出量の算定は、使用量が把握できることを算定範囲の基準とします。

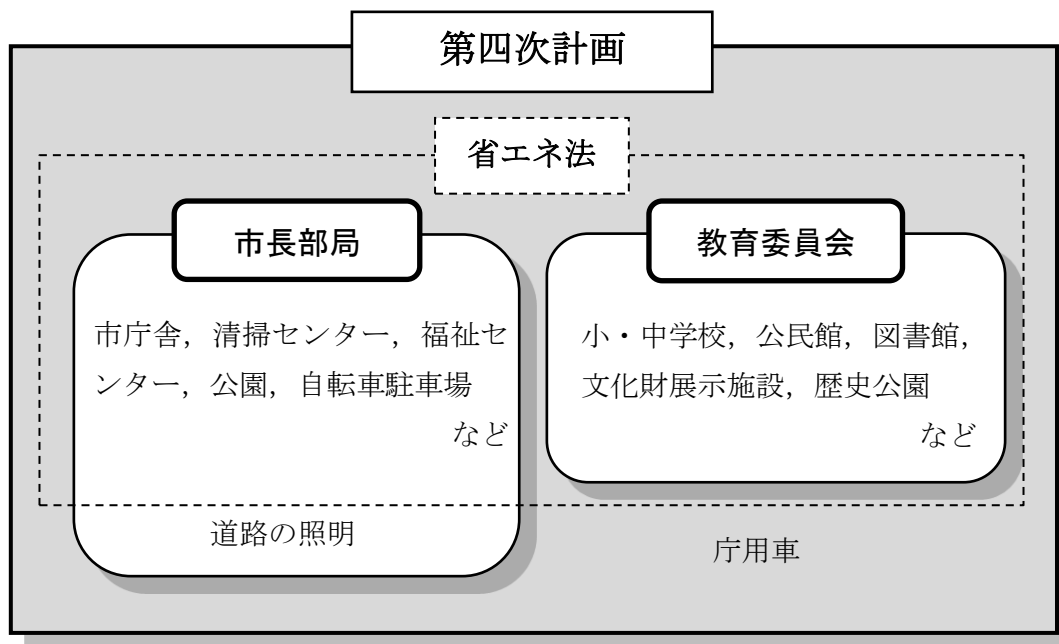
### (2) 省エネ法に基づく対象施設との整理

市は、省エネ法に基づき、市長部局と教育委員会がそれぞれ特定事業者指定されています。

本計画では、省エネルギーと温暖化防止対策に併せて取り組むことが効果的であることから、省エネ法に基づく取組みについても一元的に取り扱います。

なお、省エネ法において施設全体をエネルギー削減の対象とする複合施設について、本計画では、市の事務及び事業を行う施設のみを対象とします。

#### ● 省エネ法との対象範囲の違い



### (3) 施設の新設・改修・廃止の取扱

本計画における削減目標の達成度の評価にあたっては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0」（平成 29〔2017〕年 3 月，環境省 総合環境政策局 環境計画課）（以下、「環境省マニュアル」といいます。）に準じて，計画期間中の市の施設の新設・改修などによる温室効果ガスの排出量の増減は，施設の新設や改修などの機会を捉えた低炭素型の建築物の導入，施設の効率的な利用を図るため，基準排出量に対する削減目標の達成に含めることとします。

なお，第三次計画における削減目標の達成度の評価にあたっては，計画期間内に廃止した施設を削減分として含める一方，新設した施設を除外する扱いとしていました。

## 2-4 計画期間

「環境省マニュアル」では，国の「地球温暖化対策計画」（平成 28〔2016〕年 13 日閣議決定）の基準年度を平成 25（2013）年度，中期目標年度を 2030 年度に設定しており，これに即して策定することが推奨されています。

本計画は，2030 年度を見据えた取組を積極的に進めていくこととしますが，これまでの市での取組経過及び第二次国分寺市環境基本計画の計画期間を考慮し，計画期間は，平成 31（2019）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

#### ● 計画期間

H25 2013	H26 '14	H27 '15	H28 '16	H29 '17	H30 '18	H31 '19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'27	'28	'29	'30
★ 第四次計画基準年度					○ 改訂					○ 改訂							★ 目標年度

## 【参考】温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
①二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	<p>代表的な温室効果ガスであり、産業、民生、運輸部門などにおける石炭、石油等の燃焼（電気等のエネルギー消費）に伴い発生します。</p> <p>※市では、灯油、重油、液化石油ガス（LPG：ここではプロパンガスのことを指します）、電気、都市ガスの使用や、一般廃棄物の焼却などによって発生しています。</p>
②メタン(CH <sub>4</sub> )	<p>燃料の燃焼（ガソリン、軽油等）、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどに伴い発生します。</p> <p>※市では、庁用車の使用や一般廃棄物の焼却、浄化槽などによって発生しています。</p>
③一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	<p>燃料の燃焼、自動車の排出ガス、廃棄物の焼却、工業プロセスなどから発生します。</p> <p>※市では、庁用車の使用や一般廃棄物の焼却、浄化槽などによって発生しています。</p>
④ハイドロフルオロカーボン(19種のHFC)	<p>代替フロン的一种として生産量が増加しており、スプレー製品の噴射剤、エアコン等の冷媒用などに使用されています。</p> <p>※市では庁用車のエアコンの使用によって発生しています。</p>
⑤パーフルオロカーボン(9種のPFC)	<p>電子部品や電子装置等の機密性のテストのために使用する不活性液体で、半導体の洗浄用などに使用されます。</p> <p>※市ではPFCを排出する事務及び事業はありません。</p>
⑥六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	<p>変圧器などに封入され、電気絶縁用ガスとして使われた後、機器の点検や廃棄時に排出されます。</p> <p>※市ではSF<sub>6</sub>を排出する事務及び事業はありません。</p>
⑦三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	<p>半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられます。</p> <p>※市ではNF<sub>3</sub>を排出する事務及び事業はありません。</p>

---

## 3 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況と特性

### 3-1 温室効果ガスの排出状況（第三次計画に基づく算定結果）

#### （1）第三次計画における目標達成状況

「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」では、基準年度（平成24〔2012〕年度）の基準排出量（10,443t-CO<sub>2</sub><sup>1</sup>）に対し平成30（2018）年度までの5年間で15%以上の削減目標（削減目標値1,566t-CO<sub>2</sub>）を設定しました。

平成26（2014）年度から平成29（2017）年度までの温室効果ガス排出量の推移は、次頁の表のとおりです。

平成26（2014）年度の温室効果ガス総排出量は約11,695t-CO<sub>2</sub>であり、基準排出量（10,443t-CO<sub>2</sub>）に比べ約12.0%（1,252t-CO<sub>2</sub>）の増加でした。その後、平成27（2015）年度は、約5.1%（529t-CO<sub>2</sub>）の減少となり、平成28（2016）年度も約7.9%（825t-CO<sub>2</sub>）の減少と順調に減少傾向で推移しましたが、平成29（2017）年度は、約3.9%（10,036t-CO<sub>2</sub>）の減少と下げ幅が鈍化しました。このため、平成30（2018）年度までに15%以上の削減目標を達成するのは厳しい状況です。

平成26（2014）年度に増加した要因としては、第二次計画から第三次計画に移行した際に、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気事業者の排出係数を、基準年度の固定した値から各年度の係数を用いる方法に変更したこと等が挙げられます。

平成27（2015）年度に減少した要因としては、もやせるごみの焼却量の減少及びもやせるごみに混入する廃プラスチックの割合の減少等が挙げられます。

---

<sup>1</sup> t-CO<sub>2</sub>:温室効果ガスの総排出量の単位で、複数種ある温室効果ガスについて地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素の温室効果に換算した値のことです。トン・シーオーツーと言います。地球温暖化係数は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を1とした場合、メタン（CH<sub>4</sub>）は25、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は298となります。

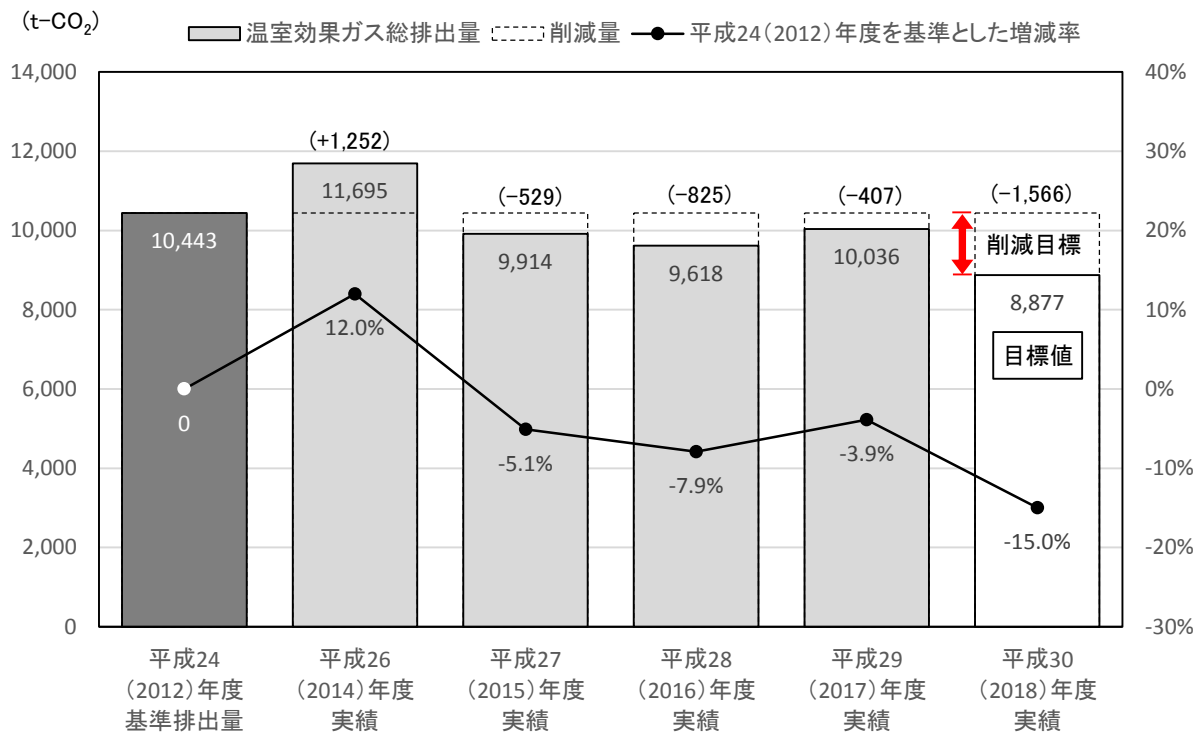
● 温室効果ガス総排出量の推移（平成 26〔2014〕年度～平成 29〔2017〕年度）（表）

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目	平成 24 (2012)年度 基準排出量	第三次計画				
		平成 26 (2014)年度 実績	平成 27 (2015)年度 実績	平成 28 (2016)年度 実績	平成 29 (2017)年度 実績	平成 30 (2018)年度 目標値
温室効果ガス総排出量	10,443	11,695	9,914	9,618	10,036	8,877
増減率等	—	+12.0%	-5.1%	-7.9%	-3.9	-15.0%
削減量 (対 24 年度)	—	+1,252	-529	-825	-407	-1,566

※表内の平成 24（2012）年度（基準排出量）の値は、P.13 に示す平成 24（2012）年度の再算定値<sup>1</sup>と異なります。

● 温室効果ガス総排出量の推移（平成 26〔2014〕年度～平成 29〔2017〕年度）（グラフ）



<sup>1</sup> 再算定値：第三次計画に基づき排出係数等を修正し、再計算した数値をいいます。

## (2) ガス種類別の温室効果ガス排出量

ここでは、第三次計画の計画期間内にあたる平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの温室効果ガス総排出量の推移を、基準年度(平成24〔2012〕年度)の再算定値とともに、ガス種類別に示します。

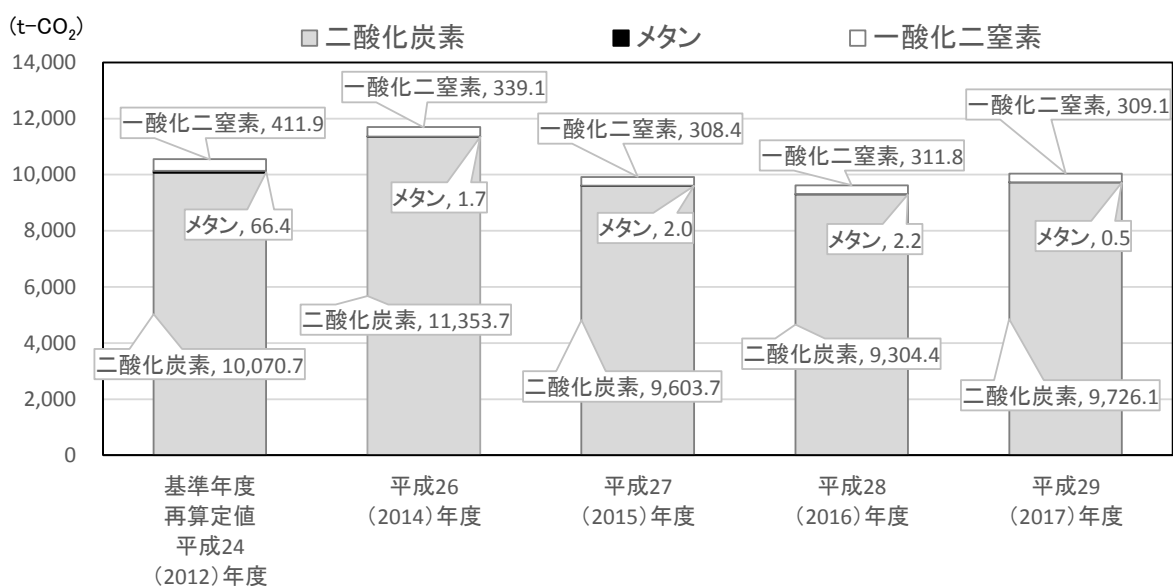
温室効果ガスの総排出量のうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が約97%と多くを占めています。メタン(CH<sub>4</sub>)は0.01~0.02%と占める割合が極めて小さいです。一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)は、約3%と小さく、毎年約300t-CO<sub>2</sub>強で推移しています。

●ガス種類別温室効果ガス排出量(表)

温室効果ガス	基準年度 再算定値 平成24 (2012)年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成26 (2014)年度		平成27 (2015)年度		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度	
		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
二酸化炭素	10,070.7	11,353.7	97.08	9,603.7	96.87	9,304.4	96.74	9,726.1	96.92
メタン	66.4	1.7	0.02	2.0	0.02	2.2	0.02	0.5	0.01
一酸化二窒素	411.9	339.1	2.90	308.4	3.11	311.8	3.24	309.1	3.08
ハイドロフルオ ロカーボン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パーフルオロ カーボン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六フッ化硫黄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三フッ化窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	10,549	11,695	100	9,914	100	9,618	100	10,036	100

※表内の数値は端数の関係で合計した値と一致しない場合があります。

●ガス種類別温室効果ガス排出量(グラフ)



### (3) 発生源別の温室効果ガス排出量

ここでは、温室効果ガス総排出量の推移を、基準年度（平成24〔2012〕年度）の再算定値とともに、発生源別に示します。

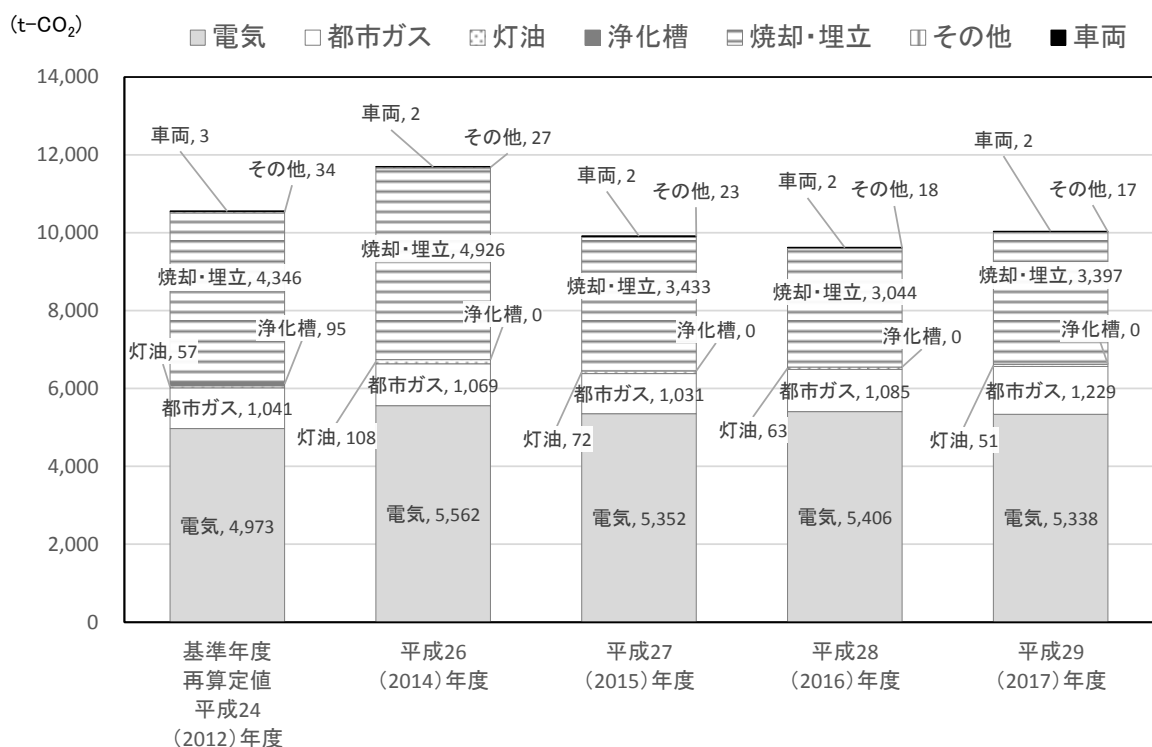
発生源のうち、電気使用量が半分強を占めており、一般廃棄物焼却・埋立が3～4割程度、都市ガスが1割強を占めています。

●発生源別温室効果ガス排出量（表）

温室効果ガス	基準年度 再算定値 平成24 (2012)年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成26 (2014)年度		平成27 (2015)年度		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度	
		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
電気使用量	4,973	5,562	47.6	5,352	54.0	5,406	56.2	5,338	53.19
都市ガス	1,041	1,069	9.1	1,031	10.4	1,085	11.3	1,229	12.25
灯油	57	108	0.9	72	0.7	63	0.7	51	0.51
浄化槽	95	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.00
一般廃棄物焼却・埋立	4,346	4,926	42.1	3,433	34.6	3,044	31.6	3,397	33.85
その他(LPガス・軽油)	34	27	0.2	23	0.2	18	0.2	17	0.17
車両(走行量・燃料)	3	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.02
合計	10,549	11,695	100	9,914	100	9,618	100	10,036	100

※表内の数値は端数の関係で合計した値と一致しない場合があります。

●発生源別温室効果ガス排出量（グラフ）





#### (4) 発生源別のエネルギー使用量

ここでは、エネルギー使用量の推移を、基準年度（平成24〔2012〕年度）の再算定値とともに、発生源別に示します。

電気使用量は、基準年度（平成24〔2012〕年度）と比較して減少傾向で推移してきましたが、平成29（2017）年度の値は減少しているものの、下げ幅が小さくなりました。都市ガスは、平成29（2017）年度に大きく増加したものの、その他の発生源では、基準年度より減少しています。特に、灯油に関しては大きく減少し、基準年度と比較して、減少に転じています。

●発生源別エネルギー使用量（表）

エネルギー	基準年度 再算定値 平成24 (2012)年度	平成26 (2014)年度		平成27 (2015)年度		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度		
		使用量	増減率 (%)	使用量	増減率 (%)	使用量	増減率 (%)	使用量	増減率 (%)	
電気使用量	kW	10,825,696	10,422,178	-3.7	10,266,920	-5.2	10,503,858	-2.9	10,696,976	-1.2
都市ガス	m <sup>3</sup>	489,921	493,976	0.8	476,082	-2.8	501,021	2.2	567,678	15.9
灯油	ℓ	23,410	43,571	86.1	29,002	23.9	25,468	8.8	20,482	-12.5
浄化槽	人	4,890	0	-100	0	-100	0	-100	0	-100
一般廃棄物焼却・埋立	t	21,279	19,168	-9.9	18,122	-14.8	18,456	-13.3	18,166	-14.6
可燃ごみ焼却量	t	33	11	-66.7	20	-39.4	16	-51.5	0	-100
不燃ごみ処分場搬入量	t	33	11	-66.7	20	-39.4	16	-51.5	0	-100
その他(LPガス)	kg	11,099	8,880	-20	7,609	-31.4	6,067	-45.3	5,811	-47.6
その他(軽油)	ℓ	213	0	-100	0	-100	0	-100	0	-100
車両走行量	km	343,690	308,476	-10.2	314,989	-8.4	314,148	-8.6	310,340	-9.7
車両燃料	ℓ	49,074	41,818	-14.8	43,983	-10.4	41,956	-14.5	39,305	-19.9

## 3-2 平成25(2013)年度の温室効果ガスの排出状況

本計画の基準年度の排出量（以下、「基準排出量」という。）を設定するため、平成25(2013)年度の温室効果ガス排出状況を整理します。

### (1) ガス種類別の温室効果ガス排出量

ここでは、基準年度（平成25〔2013〕年度）の排出量を、ガス種類別に示します。温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は約97%と大部分を占めています。メタン（CH<sub>4</sub>）は0.02%と極めて小さく、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）も、2.8%と小さいです。また、ハイドロフルオロカーボン（HFC）も、0.01%と極めて小さいです。

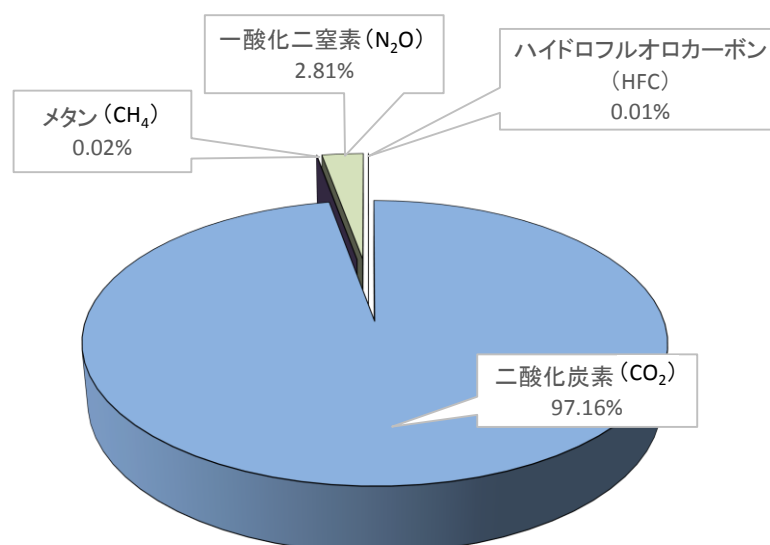
#### ● 基準年度のガス種類別温室効果ガス排出量（表）

温室効果ガス	平成25(2013)年度	
	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	11,326.7	97.16
メタン(CH <sub>4</sub> )	2.8	0.02
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	327.4	2.81
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1.3	0.01
パーフルオロカーボン(PFC)	—	—
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	—	—
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	—	—
合計	11,658.2	100

※表内の数値は端数の関係で合計した値と一致しない場合があります。

#### ● 基準年度のガス種類別温室効果ガス排出量（グラフ）

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)



## (2) 発生源別の温室効果ガス排出量

ここでは、基準年度（平成 25〔2013〕年度）の温室効果ガス排出量を、発生源別に示します。

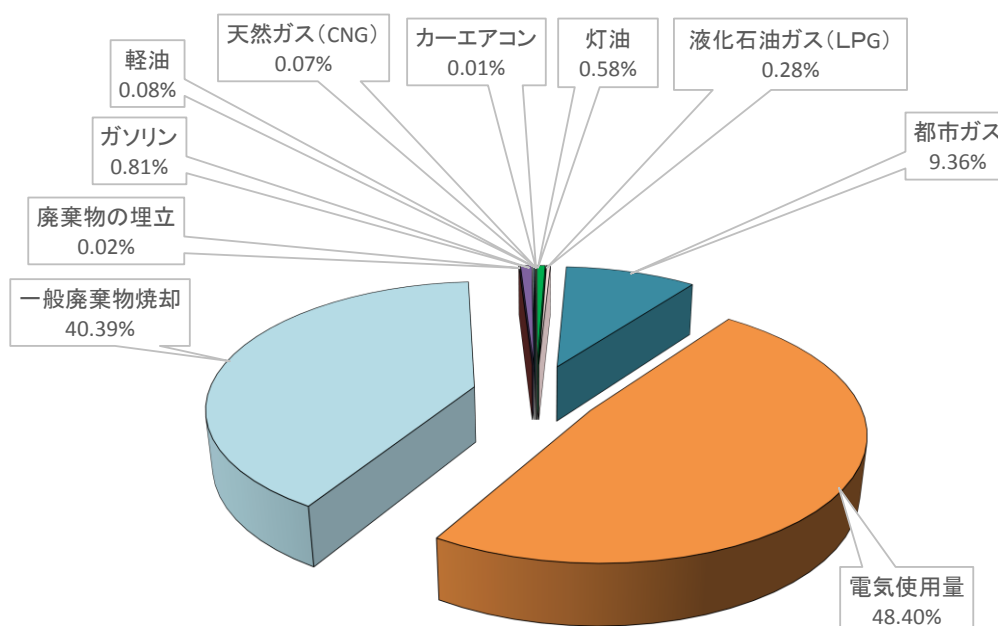
発生源別にみると、電気使用量が 48.4%と最も多く、次いで一般廃棄物焼却が 40.4%，電気使用量と一般廃棄物焼却で全体の 88.8%と大部分を占めています。その次に都市ガスが 9.4%となっています。

● 基準年度の発生源別温室効果ガス排出量（表）

項目		平成25(2013)年度	
		排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
庁舎・学校・ 焼却場等	ガソリン	0.0	0.00
	灯油	67.9	0.58
	A重油	0.0	0.00
	液化石油ガス(LPG)	32.1	0.28
	都市ガス	1,091.0	9.36
	電気使用量	5,642.8	48.40
	一般廃棄物焼却	4,709.2	40.39
	廃棄物の埋立	2.1	0.02
	浄化槽	0.0	0.00
自動車の走行	ガソリン	94.7	0.81
	軽油	9.4	0.08
	天然ガス(CNG)	7.8	0.07
	カーエアコン	1.3	0.01
合計		11,658.2	100

※表内の数値は端数の関係で合計した値と一致しない場合があります。

● 基準年度の発生源別温室効果ガス排出量（グラフ）



## 4 温室効果ガスの排出削減目標

### 4-1 基準排出量

基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量は、11,658t-CO<sub>2</sub>でした。ただし、本計画の期間内でもある2020年度以降に、現在、日野市に建設中の新可燃ごみ処理施設で一般廃棄物の焼却を行うことが予定されており、焼却に伴う排出量については、本計画の対象範囲外となることが明らかです。

そのため、基準排出量としては、平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量から、一般廃棄物の焼却による排出量を差し引いた値を設定します。

なお、新可燃ごみ処理施設の運営は、日野市、国分寺市、小金井市の3市共同処理を行うため設立された浅川清流環境組合で行うこととなります。これに伴い、2020年度以降の清掃センターは、リサイクルセンターとしての役割を果たすこととなります。

#### ●温室効果ガスの基準排出量

基準排出量	(t-CO <sub>2</sub> )	
	平成25（2013）年度の排出量	平成25（2013）年度一般廃棄物の焼却・埋立の排出量
6,947	11,658	4,711

#### ●平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量（再算定値）

項目（発生源）	平成25（2013）年度の排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	構成比（%）
電気使用量	5,643	48.40
都市ガス	1,091	9.36
灯油	68	0.58
浄化槽	0	0.00
一般廃棄物焼却・埋立	4,711	40.41
その他（LPガス・軽油）	32	0.28
車両（走行量・燃料）	113	0.97
合計	11,658	100

## 4-2 削減目標

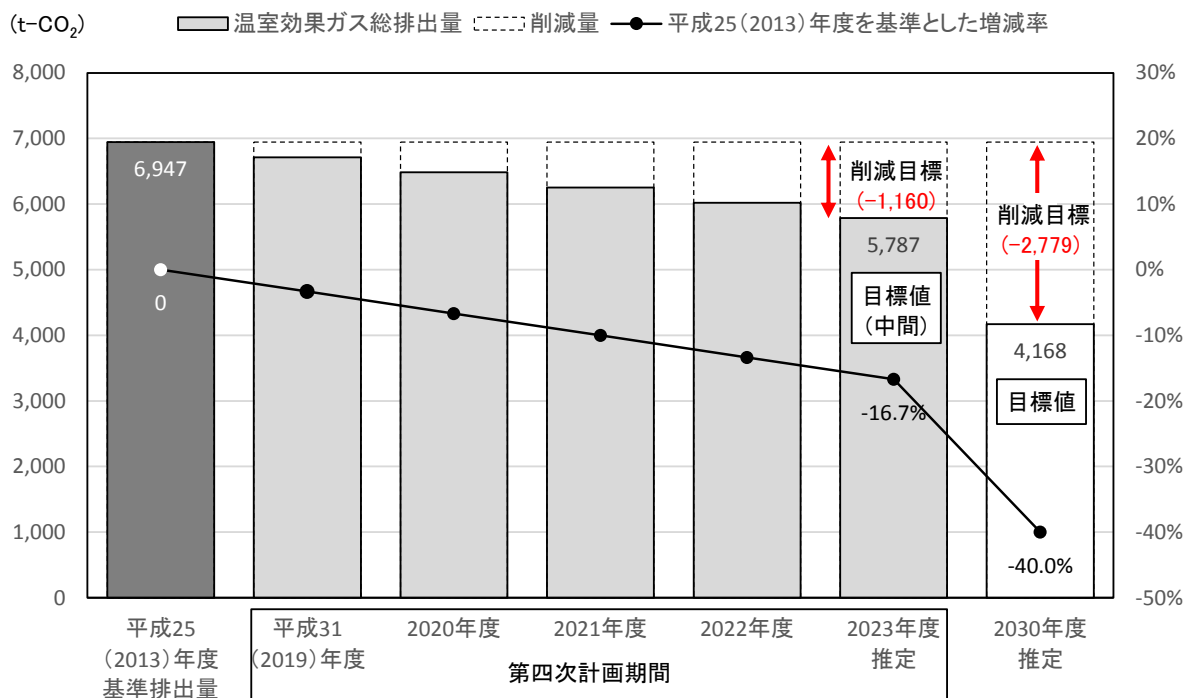
### (1) 事務事業全体の削減目標

「地球温暖化対策計画」では、我が国の中期目標として、2030年度において平成25（2013）年度比26.0%減の水準とすることを掲げており、特に業務部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務部門に属します）においては40%という高い削減目標が示されています。

本市においては、市民や事業者の模範となる取り組みが求められており、行政機関として市役所本来の役割を果たしつつ、可能な限り我が国の目標達成に寄与していくこととするため、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

平成25（2013）年度（基準年度）の排出量に対し、2030年度までに40%削減します。そのため、中間目標として、計画期間となる2023年度までに16.7%削減します。

#### ● 温室効果ガス排出量の削減目標



## (2) 温室効果ガス排出量の削減見込み

ここでは、新計画期間の平成31（2019）年度から2023年度までの5年間に予定される施設の新設・改修・廃止について、庁内調査を実施し、温室効果ガス排出量の増減見込みを算定し、今後の取組の基礎データとします。

計画期間である2023年度における、直近の実績値となる平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量からの増減量は、 $-1,251.9\text{t-CO}_2$ と見込まれました（基準排出量に対し $-18.0\%$ 相当）。

### <増減見込み量の算定の考え方>

#### ① 施設の新増設や改修などにおける省エネ改修等

計画期間（2023年度）までに予定されている市有施設における建築物の新築・増築、改修などの設備更新の機会をとらえ、省エネ改修、エネルギー効率の高い機器の導入を行います。また、施設の廃止や民営化などに伴うエネルギー使用量の減少分を加味します。

#### ② 街路灯・照明灯のLED照明への切り替え

街路灯（蛍光灯 506 基）と照明灯（水銀灯 1,324 基）について、全ての照明を順次 LED 照明に切り替えます。

#### ●温室効果ガス排出量の増減見通し（2023年度まで）

項目	増減見通し量（ $\text{t-CO}_2$ ）
①施設の新増設や改修などにおける省エネ改修等	-816.0
②街路灯・照明灯のLED照明への切り替え	-435.9
合計	-1,251.9

---

## 5 温室効果ガスの排出削減等のための取組み

### 5-1 取組方針

#### 【取組方針 1】

##### 一事業者として市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出削減に取り組む

市では、東日本大震災以降、節電・ピークカット対策や省エネルギー対策に取り組む、電力使用量は約3%削減しました（平成24〔2012〕年度の値に対する平成28〔2016〕年度の値）。

今後は、このときの対策ノウハウや職員の意識を基に、行政サービスや職場環境とのバランスを保ちながら、効率的かつ効果的に温室効果ガスの排出削減などに取り組んでいきます。

また、電力の調達に係る環境配慮方針を、国の基準に準じて見直しを行っていくとともに、電力会社における事業者別排出係数や環境負荷低減に関する取組み状況等も考慮した上で、電力調達の契約を選定していきます。

#### 【取組方針 2】

##### 市自らが率先して取組み、市民・事業者に対して模範を示していく

市は、環境配慮行動（ソフト対策）に取り組むとともに、施設・設備の更新等の機会をとらえたエネルギー効率の高い設備の導入や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入といったハード対策を講じていきます。

#### 【取組方針 3】

##### より効果的な取組みを推進する

市による温室効果ガスの排出削減等の取組みには、節電を通じた電力需要の安定化への貢献、電気・燃料に係るコストの削減、市民・事業者等への啓発や取組みの支援など、副次的な効果が見込まれるものがあります。

「資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち」を念頭に、より効果的に取り組んでいきます。

また、市域全域を見据えた地球温暖化への適応策についても、熱中症予防のための情報提供や、必要時にクールシェアスポットとしての公共施設の活用などの対策を講じていきます。

## 5 - 2 温室効果ガスの排出削減等のための取組み

### ● 温室効果ガスの排出削減等のための取組みの体系

ソフト対策

#### (1) 省エネルギー・省資源の取組み

<省エネルギー等の推進>

- 1) 電気使用量の削減
- 2) ガス使用量の削減
- 3) 庁用車の燃料使用量の削減  
とエコドライブの実践
- 4) 機器の適切な維持管理

<省資源の推進>

- 5) 水道水の使用量の削減
- 6) コピー用紙の使用量の削減
- 7) グリーン購入の推進
- 8) 省資源・リサイクルの推進

ハード対策

#### (2) 設備改修等に伴う省エネルギーなどの推進

- 1) エネルギー効率の高い機器の導入促進
- 2) 庁用車への低公害車の導入促進
- 3) 再生可能エネルギーの導入促進

さらなる取組み

(3) 地球温暖化の  
影響への備え

(4) 職員等への意識  
啓発・研修



---

## (1) 省エネルギー・省資源の取組み

### <省エネルギー等の推進>

1) 電気使用量の削減
-------------

#### ①空調機器の適正な使用

- 夏季はクールビズによる軽装, 冬季はウォームビズによる重ね着するなどして, 必要以上の冷暖房の使用を控えます。
- 執務室の室内温度は, 「実際の室温で, 冷房 28℃, 暖房 19℃」を目安にし, 温度計で実際の温度を確認しながら, 的確に温度調節します。
- 室内機にファンを設置したり, サーキュレーター (扇風機) を活用し, 室内の空気を対流させます。
- 窓部のカーテン・ブラインドを的確に活用します (ブラインドの羽根は水平にし, 昼光利用と熱負荷軽減を同時実現)。
- 夏季はグリーンカーテンを設置し, 建物への陽射しを抑え, 室温の上昇を防ぎます。
- 空調機を使用している室内の退室 15~30 分ほど前に, 空調機の電源を切にします。
- 室内機の吹き出し口のフィルターを定期的に清掃します。
- 建物の断熱化を検討します。

#### ②照明の適正な使用

- 「日本工業規格 JIS Z 9110:2011 照明基準総則」に基づき, 執務室の机上の照度は 500Lx 以下 (300~500Lx 程度) を目安に点灯する範囲を設定します。
- 照明のスイッチに点灯範囲を表示し, 不必要な場所の照明は消灯します。また, 彩光を利用しながら消灯の実施を徹底します。
- 空室や不在時の照明は, こまめに消灯を実施します。
- 会議室や給湯室, トイレの照明は, 使用時以外は消灯します。
- 始業前や昼休みは消灯に努めます。(市民対応窓口を除く)。やむを得ず時間外勤務する場合は, 自席及びその付近のみ照明を点灯します。
- 照明器具の交換時は, LED 照明器具を選定します。

#### ③OA 機器等の適正な使用

- 会議や出張などで離席する場合, パソコンはシャットダウンまたはスリープモードに設定して, 節電を図ります。

- 
- 退出時は不要な OA 機器（複合機を除く）の電源を切るとともに、各職場の最終退出者は、電源の消し忘れがないか見回ったうえで退庁します。
  - 支障のない範囲でパソコンの画面の明るさを抑えます。
  - シュレッダーなど、電気製品を長時間使用しない時は、主電源を消すか、又はコンセントからプラグを抜きます。

#### ④エレベーターの使用制限

- エレベーターのある施設では、市民の方以外エレベーターの使用を極力控えます（荷物の搬出入を除く）。

#### ⑤その他

- 一斉定時退庁日の取組みを徹底し、速やかに退庁します。
- デマンド監視装置を導入している施設では、電力使用量及び最大需要電力の確認をこまめに行い、最大需要電力の抑制に努めます。

## 2) ガス使用量の削減

- ボイラーの運転を適切に管理し、給湯器の設定温度は、季節に応じて低めに設定します。
- ガス空調機を使用する場合は、夏季 28℃以上、冬季は 19℃以下となるよう室内温度を調整します。
- 沸かしたお湯を保温性の高いポットに入れて、ガスの使用機会を減らします。

## 3) 庁用車の燃料使用量の削減とエコドライブの実践

- 近距離の移動の場合は、徒歩や自転車を利用して、庁用車の使用を控えます。
- 出先事務所から本庁舎へ移動する際、事務連絡などは職場ごとでまとめて効率的に処理します。
- 遠距離移動の際は、公共交通機関を積極的に利用します。
- 水曜日のノーカーデーを推進します。
- 相乗りを励行するとともに、走行ルートの合理化を図り、ガソリンの使用を抑えます。
- 庁用車の運転時は、次のようなエコドライブを実践します。
  - ・アクセルは急激にふかしたりしない。
  - ・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心がける。
  - ・減速時は早めにアクセルを離す。

- 
- ・無駄なアイドリングはやめる。
  - ・タイヤの空気圧を適正に保つ。
  - ・交通の妨げとなる迷惑駐車はやめる。
  - ・エアコン使用は適切にする。
  - ・渋滞を避け、余裕をもって出発する。
  - ・不要な荷物は積まずに走行する。
  - ・車両の燃費を把握する。

#### 4) 機器の適切な維持管理

- エアコンのフィルターをはじめとした機器の定期的な清掃と保守管理を徹底します。
- 受配電設備や空調設備などの運転マニュアル（運転管理、計測・記録、点検）を定め、適切に運用します。

### <省資源の推進>

#### 5) 水道水の使用量の削減

- 手洗いなどの際は、節水を意識して水の出しっ放しがないように注意します。
- 植木の水やりには雨水を溜めて利用します。

#### 6) コピー用紙の使用量の削減

- パソコンのデータを印刷する際は、事前に印刷プレビューで内容を確認し、印刷ミス防止します。
- 資料を複写する場合は、必要最低限の情報のみコピーして、無駄に紙を使用しないよう配慮します。また、両面コピーを徹底します。
- コピー機を使用する場合は、コピー機に汚れはないか、コピーの向きや用紙サイズに間違いがないか、また印刷部数を確認したうえでコピーします。
- 会議資料は必要部数のみ作成し、余剰部数をなくします。
- 庁内イントラメールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 印刷ミスや不要となった用紙の裏面が使用できる場合は、コピーなどに再利用します。

## 7) グリーン購入の推進 (環境負荷の少ない製品やサービスの購入・使用)

- 「国分寺市グリーン購入ガイドライン」に基づき購入します。
- 印刷物はできるだけ古紙・森林認証材・間伐材のいずれかが含まれている製品を選択し、植物性インキを使用します。
- 文具・事務用品は再生材を使用しているものを購入します。
- テープ類（色テープを除く）はテープ基材に再生材を使用しているものを購入します。
- 詰め替え式や交換の物品購入に努めます。
- 環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク、国際エネルギースタープログラム等）が付されている商品を優先して利用します。
- 公共工事について、計画及び実施段階で、環境配慮型の施設や設備の導入に努めるとともに、環境負荷の少ない工法の採用や建設廃棄物の削減、建設廃棄物の再利用を進めます。
- 電気の供給を受ける契約の際、環境に配慮した電気事業者との契約に努めます。

## 8) 省資源・リサイクルの推進

- 詰め替えや修理によって、長期間使用することで廃棄物を削減します。
- 不要な事務用品類があった場合、庁内イントラネット等を活用して、他部署に譲渡するなど、廃棄物を発生しないよう取り組みます。
- 廃棄物と資源ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 使用済みの封筒は、庁内の交換便袋として利用します。
- ペットボトルや弁当のごみなど、業務以外で発生したごみは購入先に返却するか、自宅に持ち帰ります。
- マイ箸やマイボトルを持参し、ごみを排出しないようにします。
- 廃棄文書のうち、裏面を使用できる紙は、メモ用紙などに再利用します（個人情報などが記載されたものを除く）。また使用可能なクリップ類は再利用します。
- フラットファイルなどは、ラベルを張り替えて再利用します。
- 3R講座やごみの分別説明会などを通して、市民の方へのごみの減量及びごみ分別の徹底を図ります。
- 壊れたり、不要になった陶磁器（カップやお皿など）は、もやせないごみに出さず、施設ごとに集めて清掃センターなどでの回収に協力し、再資源化を図ります。

---

## (2) 設備改修等に伴う省エネルギーなどの推進

### 1) エネルギー効率の高い機器の導入

- 照明機器, 空調機器, パソコンやコピー機などの OA 機器は省エネ基準の高い製品を購入します。
- 施設の新設などの機会を捉え, 省エネルギー型の照明機器や, 空調機器の温度設定など自動制御設備の導入を検討し, 省エネルギーの推進を図ります。
- 照明器具は, LED の器具を購入します。
- 街路灯は, 順次 LED 照明に切り替えます。
- 断熱性の高い複層ガラスや熱反射ガラスなどの導入を図ります。
- 夜間電力の活用が可能な場合は, 深夜電力利用機器の導入を図ります。
- 受配電設備は, より電力損失の少ない高効率変圧器の導入を図ります。
- トイレを改修する際は, 自動水栓, 感知式の洗浄弁など節水型の機器を導入します。また, 照明の人感センサーの導入を検討します。
- エネルギーを多量に消費する施設における高効率熱源機器やコージェネレーションシステムの導入を検討します。

### 2) 庁用車への低公害車の導入

- 庁用車は, 低燃費で低排出ガス車認定制度基準に適合したものを購入します。
- 自動車のタイヤ (スタッドレスタイヤ等を除く) は転がり抵抗係数が 9.0 以下のタイヤを購入します。

### 3) 再生可能エネルギー機器の導入

- 公共施設を新設や改修する場合は, 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を図ります。

---

### (3) 地球温暖化の影響への備え

- 公民館などの公共施設をクールシェアスポットとして開放します。
- 打ち水の実施やグリーンカーテンなどにより、日射を抑え気温の上昇を軽減する対策を実施します。
- 公民館などの公共施設において屋上緑化や壁面緑化を推進していきます。
- 温室効果ガスの吸収やヒートアイランド対策として、公園・緑地や保存樹木、保存樹林地の適切な維持管理を進めていきます。
- 職員に対し、熱中症を未然に防ぐための温度管理など、熱中症予防のための適切な室内温度管理<sup>1</sup>の周知を図ります。
- 地球温暖化の影響とみられる短時間強雨（集中豪雨）に対する都市型災害の備えとして、雨水浸透柵の設置促進や透水性舗装などの道路整備を進めていきます。

### (4) 職員等への意識啓発・研修

- 地球温暖化や環境問題、省エネ・省資源などに関する学習会や研修を開催し、職員の環境配慮に関する意識向上を図ります。
- 新任研修のプログラムに環境に関する研修を設定し、環境への意識向上を図ります。
- 外部講師を迎えた環境研修会を開催するなど、環境問題を考える、環境配慮の行動を促す機会を設定します。
- 庁内イントラネット掲示板・ポスター掲示等を活用し、国や東京都の環境学習会や講演会を案内するなど、積極的に情報提供を行います。
- 毎月1回、公共施設や庁内イントラネット掲示板・ポスター掲示等を活用して、地球温暖化に関する情報を掲載し、意識啓発を行います。
- 6月の環境月間、12月の地球温暖化防止月間、2月の省エネルギー月間においては、庁内イントラネット掲示板・ポスター掲示等を活用して、意識啓発を行います。
- 省エネ・省資源に関する職員のアイデアなどを募集するなど、当事者意識の向上を図ります。
- 市報やホームページを通して、市民や事業者への啓発に努めます。
- 環境シンポジウムの開催や、自治会・町内会など地域の環境学習会に環境アドバイザーを派遣し、環境問題を考える機会を設けます。

---

<sup>1</sup> 室内温度管理：  
「熱中症環境保護マニュアル（平成30〔2018〕年3月、環境省）」によると、エアコンの設定温度について、「①人が居る場所での気温を正しく測定し28℃を超えないような温度管理をする」「②設定温度が低く（24℃を下回る）、外気温と室温の差が大きいと出入りする際に体の負担になる」「③服装などに合わせて調節する」の3点について説明している。

---

---

## 6 計画の推進

### 6-1 推進体制

市は省エネ法に基づくエネルギー管理推進体制のもと、市の各所管課を計画の実施組織として位置づけ、施設管理者と連携して、計画の進行管理を行います。

また、指定管理者によって管理されている施設や公設民営の施設については、当該施設の所管課は施設管理者に対し、協定・契約締結時及び定期的な報告時などの機会において、温室効果ガス削減に取り組むよう協力を要請します。

### 6-2 点検・評価の体制

適宜、事務局（まちづくり計画課）から各施設の所管課へ調査票を送付し、電気・ガス等のエネルギー使用量を集計するとともに、集計結果及び取組状況を定期的にイントラネットで庁内発表します。また、各施設における温室効果ガスの排出削減などのための取組状況を把握します。

エネルギー使用量の集計結果や温室効果ガスの排出状況等<sup>1</sup>については、省エネ法で定めるエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理統括者に報告し、取組みの改善などを図ります。

事務局は、必要に応じて、施設管理者と意見交換の場を設定し、具体的な取組みなどを協議します。また、効果的な取組みについて、庁内イントラネットなどを活用し、情報提供します。

市の附属機関である環境審議会より総合的な点検・評価を受けます。環境審議会からの助言などについては、今後の取組みに反映していきます。

---

<sup>1</sup> エネルギー使用量の集計結果や温室効果ガスの排出状況：

省エネ法では、「エネルギーを使用して事業を行う者に対してエネルギー消費原単位を年平均1%以上削減するという努力目標」を課しています。

エネルギー消費原単位はエネルギーの消費効率を比較するために使用される単位で、省エネの進捗状況を見る指標として用いられます。例えば、市ではエネルギー消費量を建物延床面積やごみ処理量で除して算定します。

このように、各施設のエネルギー消費原単位を見ることにより、エネルギー消費機器の運用対策や建物の省エネ化など、エネルギー消費効率向上のための課題抽出に役立てることができます。

---

---

### 6 - 3 取組みの公表

地球温暖化対策に関する市の取組みについては、市報やホームページ、毎年度発行している「環境報告書」等を通して市民などへ公表し、情報提供を行います。



## 巻末資料：温室効果ガスの排出量の算出方法

下記は、温室効果ガスの排出量を算出するための計算式です。エネルギー使用量や一般廃棄物処理量に温室効果ガスの排出係数を乗じて、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量をそれぞれ算出します。

最終的には CO<sub>2</sub>排出量換算として集計するため、各排出量に次の地球温暖化係数<sup>1</sup> {メタン (CH<sub>4</sub>) : 25, 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) : 298, ハイドロフルオロカーボン (HFC)<sup>2</sup> : 1,430} を乗じて、これらの排出量と二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量を合わせて、温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算量) を計上します。

### 【計算式】

(電気・ガス・灯油などの場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{エネルギー使用量 (電気 (kw) \cdot \text{ガス (m}^3) \cdot \text{灯油 (l))} \\ \times \text{排出係数 (エネルギー別)}$$

(自動車の走行の場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{自動車の燃料使用量 (l)} \times \text{排出係数 (車種で異なる)}$$

$$\text{CH}_4\text{排出量} = \text{自動車の走行距離数 (km)} \times \text{排出係数 (車種で異なる)}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{CH}_4\text{排出量} \times 25 \text{ (地球温暖化係数)}$$

$$\text{N}_2\text{O 排出量} = \text{自動車の走行距離数 (km)} \times \text{排出係数 (車種で異なる)}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{N}_2\text{O 排出量} \times 298 \text{ (地球温暖化係数)}$$

$$\text{HFC 排出量} = \text{自動車の台数 (台)} \times \text{排出係数}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{HFC 排出量} \times 1,430 \text{ (地球温暖化係数)}$$

<sup>1</sup> 地球温暖化係数：各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1 (基準) として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

<sup>2</sup> ハイドロフルオロカーボン (HFC) の地球温暖化係数：  
カーエアコンに封入されているハイドロフルオロカーボン (HFC) の種類としては、「1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) が代表的であるため、HFC-134a の地球温暖化係数を使用しています。

---

(一般廃棄物焼却の場合)

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{もやせるごみの中に混入している廃プラスチックごみ焼却量 (乾重量) (t)} \\ \times \text{排出係数}$$

$$\text{CH}_4\text{排出量} = \text{一般廃棄物の焼却量 (湿重量) (t) (施設の種類で異なる)} \times \text{排出係数}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{CH}_4\text{排出量} \times 25 \text{ (地球温暖化係数)}$$

$$\text{N}_2\text{O 排出量} = \text{一般廃棄物の焼却量 (湿重量) (t) (施設の種類で異なる)} \times \text{排出係数}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{N}_2\text{O 排出量} \times 298 \text{ (地球温暖化係数)}$$

※他市から受け入れた一般廃棄物の処理量は除きます。

(し尿処理の場合)

$$\text{CH}_4\text{排出量} = \text{事務所に従事する職員数 (人)} \times \text{排出係数}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{CH}_4\text{排出量} \times 25 \text{ (地球温暖化係数)}$$

$$\text{N}_2\text{O 排出量} = \text{事務所に従事する職員数 (人)} \times \text{排出係数}$$
$$\text{CO}_2\text{排出換算量} = \text{N}_2\text{O 排出量} \times 298 \text{ (地球温暖化係数)}$$

※下水道未整備地区の浄化槽が対象になります。



**第四次 国分寺市地球温暖化防止行動計画  
(市役所版)**

平成 31 (2019) 年 3 月

発行：国分寺市

編集：まちづくり部まちづくり計画課

〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1

Tel. 042-325-0111 (内線 356) 042-328-2192 (直通)

Fax. 042-324-0160

E-mail : machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp